

5 報告（1）

書面協議の結果について

1 協議事項

新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成31年度～33年度）（案）
（平成30年6月19日付け書面協議）

2 内容

国の地域公共交通に係る支援制度（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の活用にあたっては協議会の議論を経て策定する地域内フィーダー系統確保維持計画が必要となっていることから、平成31年度補助金の交付を受けるために必要となる「新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成31年度～33年度）」について協議を行った。

3 結果

全ての委員が承認（意見等あり：3件）

4 意見等の内容と対応状況等

該当箇所	意見等の概要	対応状況等
協議の対象とする書類	書面協議の際は、「表5」（地域公共交通確保改善事業の地域の概要）の添付もお願いする。	次回以降の協議においては「表5」を添付する。（計画の修正なし。）
計画書本文 「3.2の目標を達成するために行う事業及びその実施主体」	記載の内容のうち、1点目及び2点目はあやめバスを対象とした取組であり、3点目及び4点目の事業は公共交通全体への取組であると思うが、川東コミュニティバスの維持・確保のための取組については計画に記載されないのか。（例えば、新発田市地域公共交通網形成計画P80に記載の「高校生に対応したパンフレットの作成配布」「定期券の導入」等）	記載の事業は、すべてあやめバス及び川東コミュニティバスの確保・維持を図る取組だが、主にどのコミュニティバスとの関連性が強いかがわかるように記載を修正した。（※修正後の計画を添付） 新発田市地域公共交通網形成計画P80に記載の川東コミュニティバスに関する利用促進の取組については、実施主体となる川東コミュニティバス検討部会において検討・実施されており、今年度は既に「高校生に対応したパンフレットの作成配布」を行っている。
その他 （川東コミュニティバスについて）	川東コミュニティバスが国の補助対象から除外され、県の補助対象となるが、県の財政支援も限りがあると思う。現在のダイヤが確保できる保障はあるか。	川東コミュニティバスは、地域のニーズや利用状況、運行収支などを踏まえ必要な運行を検討していくものとしている。 国の財政支援が縮小していく現状においては、地域の積極的な利用や利用促進の取組によって利用者の確保を図り、運行収支の改善に努めることが、運行の維持につながると思う。

平成 30 年 6 月 29 日

（名称）新発田市地域公共交通活性化協議会
 （代表者名） 会長 下妻 勇

生活交通確保維持改善計画の名称
新発田市地域内フィーダー系統確保維持計画（平成 31 年度～33 年度）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>新発田市においては、市内と市外とを結ぶ幹線で広域的な役割を担う広域路線（羽越本線（鉄道）、白新線（鉄道）、木崎線（路線バス）、新谷線（路線バス））を軸に、市域内に広範に鉄道、路線バス、コミュニティバス等により構成される公共交通ネットワークが広がっている。これらの公共交通については、広域路線に通じる幹線路線（路線バス、新発田市コミュニティバス、川東コミュニティバス）、中心市街地路線（市街地循環バス（あやめバス））が広域路線の支線の役割を果たしている。また、新発田市街地中心部にある新発田駅で結節している。（新発田市地域公共交通網形成計画（以下、「計画」という。）P20、P73参照）</p> <p>「新発田市都市計画マスタープラン」では、目指すべき将来の都市の骨格として、新発田市街地中心部を「都市拠点」と位置付けており、地域公共交通ネットワークの構築においては、新発田市市街地中心部、特に、新発田駅を交通結節点として、中心市街地の各公共施設や商業施設、医療機関といった都市機能施設や観光資源への市内外からのアクセス性を確保し、回遊性を向上させることで、都市拠点としての機能を高める方向としている。また、公共交通を取り巻く現状では、高齢化や学校統廃合に伴う児童生徒の通学環境の変化により、自家用車を運転できない高齢者等のいわゆる交通弱者の日常生活の移動手段の確保が求められており、公共交通の必要性が高まっている。</p> <p>このうち、あやめバスは、市中心部内の居住地域・交通結節点と各拠点施設を結び、地域住民及び各地域・近隣市町からの利用者にとって重要な移動手段となっている。川東コミュニティバスは、川東地区と市中心部を結び、地域住民の日常生活を支える役割とともに、小学校及び中学校への通学手段としての役割を担っている。あやめバス及び川東コミュニティバスは、JR新発田駅で鉄道や路線バスと結節し、地域住民、近隣市町の利用者にとって欠かせない移動手段となっており、将来に渡り安定した運行の確保・維持を図る必要がある。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、あやめバス及び川東コミュニティバスを確保・維持することが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>[あやめバス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間利用者数を 81,704 人以上とする。 <p>（新発田市地域公共交通網形成計画「目標 3 まちの変化に応じた公共交通」の「評価指標 ① あやめバスの年間利用者数」の平成 35 年度の目標値 83,200 人から現状値 80,582 人を差し引いた増加人数 2,618 人を計画期間 7 年で分割した値（374 人）を年度毎の増加目標人数と仮定して算出された平成 31 年度の目標値）（H29:80,956 人、H30:81,330 人、H31:81,704 人、H32:82,078 人、H33:82,452 人、H34:82,826 人）</p> <p>[川東コミュニティバス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 日当たり利用者数を 260 人以上とする。 ・1 日当たり運賃収入を 27,500 円以上とする。 <p>（川東コミュニティバス検討部会での検討により設定された平成 29 年度以降の目標値）</p>

(2) 事業の効果
<p>[あやめバス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新発田市街地における各公共施設や商業施設、医療機関といった施設や観光資源へのアクセス性の確保と回遊性の向上を図る。 <p>[川東コミュニティバス]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川東地区における自家用車を運転できない高齢者や障がい者、高校生等のいわゆる交通弱者の日常生活の移動ニーズに応じた移手段を確保する。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>[主にあやめバスを対象とした事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内公共施設と連携したデジタルサイネージを活用した情報発信（新発田市）（計画 P87 参照） ・バスの現在位置をホームページに表示する「バスどこ？」による情報発信の実施、システムの再構築（新発田市、交通事業者）（計画 P87 参照） <p>[主に川東コミュニティバスを対象とした事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域主催の乗り方教室の開催（新発田市、交通事業者）（計画 P88 参照） <p>[共通する事業]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種イベントやホームページ等の活用による利用促進・意識啓発（新発田市、交通事業者、関係機関）（計画 P92 参照）
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
新発田市地域公共交通活性化協議会から運行事業者への委託料については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
新潟交通観光バス株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めたシステムの概要
【地域間幹線システムのみ】
該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線システムのみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線システムのみ】
該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】	
該当なし	
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。	
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
17. 協議会の開催状況と主な議論	
・平成30年6月19日～28日 書面協議にて、全ての構成員から合意を得られた。	
18. 利用者等の意見の反映状況	
<p>協議会の構成員には、地域公共交通の利用者として、地域住民で構成される新発田市自治会連合会、NPO 法人七葉、川東地区自治連合会から委員が加わっており、協議会での議論を反映して計画を策定した。また、平成24年度から事務局職員が定期的にバスに乗り利用実態調査を実施するなど、利用者ニーズの把握を行っている。</p> <p>川東コミュニティバスについては、路線の再編、定額運賃化など運行に係る全ての見直しを地域主体となって進めた。運行開始後においても、地域住民で構成される川東地区自治連合会等にて、利用者等の意見を取りまとめ課題等の検討を継続的に行っている。</p>	
19. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	新潟県新発田地域振興局企画振興部
関係市区町村	新発田市

交通事業者・交通施設管理者等	新潟交通観光バス(株)、(公社)新潟県バス協会、新発田ハイヤー協会、東日本旅客鉄道株式会社(株)新潟支社、北陸地方整備局新潟国道事務所、新潟県新発田地域振興局地域整備部、新発田市地域整備課、新発田警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局、北陸信越運輸局新潟運輸支局
その他協議会が必要と認める者	連合新潟下越地域協議会、新発田商工会議所、NPO 法人七葉、新発田市自治会連合会、川東地区自治連合会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 新潟県新発田市中心街 3-3-3

(所 属) 新発田市 市民まちづくり支援課

(氏 名) 斎藤 正太郎

(電 話) 0254-28-9644 (課直通)

(e-mail) kotsu@city.shibata.lg.jp